

電力供給仕様書

1 概要

- (1) 件名 嬉野市役所嬉野庁舎ほか 29 施設で使用する電力供給
- ア 嬉野市管理の 24 施設で使用する電力供給
 - イ 公営企業（下水道事業）管理の 3 施設で使用する電力供給
 - ウ 一般社団法人嬉野市体育協会管理の 3 施設で使用する電力供給
- (2) 需給施設及び用途 別紙とおり

2 仕様

- (1) 契約電力 その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。使用実績による予定の契約電力は別紙のとおり。
- (2) 予定使用電力量 3,652,528kWh 内訳は別紙のとおり。
- (3) 供給期間 令和 4 年 4 月 1 日 0 時 0 分から令和 7 年 3 月 31 日 24 時 0 分まで(3 年間)
- (4) 電力供給条件
- ア 電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧 6, 6 0 0 V
 - ウ 計量電圧 6, 6 0 0 V
 - エ 標準周波数 6 0 Hz
 - オ 受電方式 1 回線
- (5) 供給地点、電気工作物の財産分界点、保安上の責任分界点
対象施設の電源側接続点。ただし、取引用計量装置は、一般電気事業者の所有とする。

3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、九州管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (2) 需給開始以降、九州管内の一般電気事業者の電気料金の改定等及び社会情勢等の変更があった場合は、双方協議の上、契約内容の変更ができるものとする。
- (3) 各施設が保有する非常用発電設備、太陽光発電設備、蓄電池設備は別紙のとおり。なお、自家発補給電力の契約は無い。
- (4) 入札金額を算定するにあたっては、力率 100%とし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進付加金等は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とする。
- (5) 電気料金は、施設毎に算出し、別紙で示した施設毎に請求書を作成し、その施設毎に提出するものとする。なお、各施設内への入居団体への個別請求は不要である。
- (6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業用について調整が必要な場合には、一般電気事業者と調整すること。
- (7) 過去の電気料金のほか、使用電力量等の状況をオンライン上で確認できること。
- (8) 需給契約期間中、工事等による施設や設備の拡大及び縮小などの確定した計画はない。
- (9) 別紙の令和 2 年度の使用電力実績は新型コロナウイルスの影響下での実績である。今後のウイルス感染の状況次第で契約期間中に使用電力量が大きく増加もしくは減少する可能性がある。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとなる。